

庁議付議事案書

開催・令和2年3月19日

所管部課	市民部地域振興課	部長	村上 敏彰	
件 名	東大和市立新堀地区会館処務規程の一部を改正する訓令について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係 規則	東大和市立新堀地区会館処務規程			
事項 機関				

1. 要 旨

令和2年4月からの会計年度任用職員制度の開始に伴い、規定の一部を改正するものである。

(1) 主な改正内容

第3条の「嘱託員その他の」を「必要な」に改める。

(2) 施行日

令和2年4月1日とする。

(3) 影響及び効果

規定の一部改正を行うことで、事務の適正な運用を図ることができる。

2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)

文書課において審査済み

3. 留意事項 (問題点等)

4. 主管部処理案 (検討結果等)

庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。

5. 審議結果

注：提出は秘書係へ19部。定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。